

## 監査公表第12号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年11月9日

新城市監査委員 原 義弘  
新城市監査委員 下江洋行

### 第1 監査の対象

指定管理者 特定非営利活動法人もくせいの家  
指定管理施設 新城市もくせいの家ほうらい  
所管部課 健康福祉部福祉課

### 第2 監査に当たった監査委員

原 義弘、下江洋行

### 第3 監査の期間

令和2年9月4日～令和2年11月6日

### 第4 監査の方法

新城市もくせいの家ほうらいの指定管理等に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査・確認を行った。また、施設の現地査察を行い、関係法令及び協定書等に沿って適正な施設管理及び事務処理が行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

所管課に対しては、指定管理等に係る事務の執行状況、指定管理協定書の内容、指導監督の状況等の確認を主眼に監査を実施した。

### 第5 監査の結果等

#### 1 監査対象団体の概要

新城市もくせいの家ほうらいは、障がい者等に対し自立支援に関するサービスを提供することで、自立助長と社会参加を促し、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的に、新城市長篠地内に設置された。

特定非営利活動法人もくせいの家は、もくせいの家ほうらいの管理運営を通じて障がい者等の自立支援を行い、地域全体の福祉の向上を目的とする団体で、本施設の指定管理は平成17年10月より継続して行っている。

#### 2 監査対象事業について

新城市もくせいの家ほうらいの指定管理事業

指定方法 任意

指定期間 平成27年4月1日から令和2年3月31日まで

指定管理料

令和元年度

0円

3 監査の結果

指定管理事業については、関係法令及び協定書等に沿って概ね適正に処理されていると認められたが、引き続き当該施設の指定管理の実施状況の把握に努め、適切な指導監督に当たられるよう望むものである。

なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する団体への指導や是正措置等の状況については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

**【特定非営利活動法人もくせいの家】**

**意見**

施設備品等の管理において、市の備品と指定管理者が購入した備品があるが、異動や修繕状況を管理するための備品台帳を備え、適正な管理に努められたい。

**【健康福祉部福祉課】**

**指摘事項**

事業実施状況確認のため、モニタリングや実地検査を行うこととされているが、これまで実施されていない。問題点や課題について情報共有のためにも実施されたい。

**意見**

- 1 施設備品等の管理において、市の備品と指定管理者が購入した備品があるが、異動や修繕状況を管理するための備品台帳を備え、適正な管理に努められたい。
- 2 市からの委託事業として、もくせいの家はじめ市内4施設で行われている障害者に対する相談支援事業について、契約金額の積算根拠が妥当であるか検討されたい。